

JIS

図記号－安全色及び安全標識－ 安全標識及び安全マーキングのデザイン通則

JIS Z 9101 : 2018

(ISO 3864-1 : 2011)

(JSAA/JSA)

平成 30 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
(委員)	緒方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会
	小野 真理子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	木村 俊 夫	公益社団法人日本アイソトープ協会
	釘宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	利岡 和 範	日本安全靴工業会
	根岸 公一郎	株式会社千代田テクノ
	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会
	播摩 吉 男	公益社団法人日本保安用品協会
	山田 崇 裕	近畿大学
	由野 友 規	建設業労働災害防止協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.7.24 改正：平成 30.4.20

官 報 公 示：平成 30.4.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 安全色及び安全標識の目的	3
5 基本形状及び安全色の一般的な意味	3
6 安全標識のレイアウト	5
6.1 全般	5
6.2 禁止標識	5
6.3 指示標識	5
6.4 注意警告標識	6
6.5 安全状態標識	6
6.6 防火標識	7
7 補助標識	7
8 組合せ標識のレイアウト	9
9 複合標識のレイアウト	9
10 図記号のデザイン原則	10
11 安全マーキングのレイアウト	10
附属書 A (参考) 安全標識の大きさと観察距離との関係	12
解 説	17

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 9101:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

図記号—安全色及び安全標識—安全標識及び 安全マーキングのデザイン通則

Graphical symbols—Safety colours and safety signs— Part 1: Design principles for safety signs and safety markings

序文

この規格は、2011年に第2版として発行されたISO 3864-1:2011を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

重要事項

この規格は、カラーの電子データを用いて作成されているが、ディスプレイ上での表示又は印刷されたコピーがカラーマッチングに使用されることは意図していない。測色及び測光のプロパティ並びに指針として色順システムからの参照は、JIS Z 9103による。

1 適用範囲

この規格は、人への危害及び財物への損害を与える事故防止・防火、健康上有害な情報及び緊急避難を目的として、安全標識及び安全マーキングのデザイン原則について規定する。この規格は、安全標識を含んでいる規格を開発する場合に適用する基本原則を定める。

この規格は、安全性に関わる全ての領域に適用可能である。ただし、鉄道、道路、河川、海事、航空交通などの管制のために使用する信号には適用しない。また、これらの分野は、一般的にはそれぞれの法規に従う。

注記 1 一部の国の法規制は、この規格で示された規定とある点で異なる場合がある。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3864-1:2011, Graphical symbols—Safety colours and safety signs—Part 1: Design principles for safety signs and safety markings (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 9103 図記号—安全色及び安全標識—安全色の色度座標の範囲及び測定方法